

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律

(平成一八年六月二三日法律第九四号)(参)

一、提案理由(平成一八年六月一六日・参議院本会議)

山下英利君 ただいま議題となりました三法律案のうち、まず、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の精神障害者施策は、明治三十三年の精神病者監護法に始まり、昭和二十五年の精神衛生法制定後も精神病院への収容主義の下で行われてきました。こうした歴史的経緯から、精神病院という用語には、医療を行う施設ではなく精神病者を収容する施設というイメージが残っております。そのことが、精神科医療機関に対する国民の正しい理解の深化や患者の自発的な受診の妨げとなっております。

精神障害者施策については、精神医療における人権の確保、社会復帰の促進や精神障害者の自立と社会参加の促進という理念の下に、順次、改善、向上が図られてきたところであります。しかしながら、精神病院という法令用語については、精神病者の収容施設であるとのイメージが残ったまま、その後も変更されることなく今日に至っている状況にあります。

そのため、精神病院という用語を、患者や患者の家族が心理的抵抗を感じるものが少なく、かつ、専門的医療を提供する施設であることが明らかな精神科という診療科名を用いて精神科病院という用語に改めることにより、精神科医療機関に対する国民の正しい理解を深めるとともに、患者が受診しやすい環境を醸成することが必要となっております。

本法律案は、こうした状況にかんがみ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における精神病院という用語を精神科病院に改めるものであります。この用語の改正によってうつ病などの患者が精神科を受診しやすい環境が醸成されることは、近年大きな社会問題となっている自殺者の増加に対する対策としても重要であると考えます。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

……………(略)……………

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一八年六月一六日)

岸田文雄君 ただいま議題となりました精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御

報告申し上げます。

本案は、精神科医療機関に対する国民の正しい理解と精神科を受診しやすい環境の醸成に資するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を「精神科病院」に改めるとともに、警察官職務執行法における「精神病者収容施設」という用語を削除するものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、本日本委員会に付託され、参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。